

# 第1節 防災関係規定等

## 輪島市防災会議条例

(平成18年2月1日条例第219号)

改正 平成24年9月28日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、輪島市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 輪島市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 輪島市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は、28人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 航空自衛隊輪島分屯基地の自衛官
  - (3) 石川県知事の部内の職員
  - (4) 市を管轄する警察署の警察官
  - (5) 市長の部内の職員
  - (6) 教育長
  - (7) 奥能登広域圏事務組合消防長及び市消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- 6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 専門の事項を調査させ、又は各防災関係機関相互の連絡調整を円滑にさせるため、防災会議に専門委員を置く。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 防災会議の委員が所属する機関に属する者
- (2) 市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理団体に属する者
- (3) 学識経験のある者

3 専門委員は、調査の都度関係する専門委員で部会を組織し、又は必要に応じ連絡会を設置して、その任務を行うものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成24年9月28日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(輪島市防災会議の委員の任期に関する経過措置)

2 この条例の施行の日以降最初に委嘱又は任命される委員の任期は、輪島市防災会議条例第3条第6項の規定にかかわらず、平成25年8月31日までとする。

## 輪島市災害対策本部条例

(平成 18 年 2 月 1 日条例第 220 号)

改正 平成 24 年 9 月 28 日条例第 23 号

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 8 項の規定に基づき、輪島市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第 3 条 本部長が必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

### 附 則

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

## 輪島市災害対策本部条例施行規則

(平成 18 年 2 月 1 日規則第 188 号)

改正 平成 19 年 3 月 26 日規則第 31 号 平成 21 年 3 月 31 日規則第 17 号  
平成 22 年 3 月 31 日規則第 16 号 平成 26 年 3 月 31 日規則第 7 号  
平成 30 年 3 月 30 日規則第 10 号 平成 31 年 3 月 29 日規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、輪島市災害対策本部条例(平成 18 年輪島市条例第 220 号)第 4 条の規定に基づき、輪島市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置及び廃止)

第 2 条 市長は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 23 条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ、市長が必要と認めるときに本部を設置する。

- (1) 市の区域内に震度 5 強以上の地震が発生したとき。
- (2) 気象庁が石川県能登予報区に大津波警報を公表したとき。
- (3) 金沢地方気象台が石川県輪島市に気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づく特別警報を公表したとき。
- (4) 市の区域内に災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の規定を適用する災害が発生したとき。
- (5) その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であって、特にその対策及び防災の推進を図る必要があるとき。

2 市長は、次に掲げる状況のいずれかに該当した場合は、本部を廃止する。

- (1) 当該災害に係る防災及び応急対策がおおむね終了したと認めるとき。
- (2) 発生するおそれがある災害が発生しないことが明らかとなったとき。

(組織)

第 3 条 本部に本部会議、部、班及び本部連絡員を置き、その構成及び所掌事務は、別表第 1 に定めるところによる。

- 2 班に班長を置く。
- 3 班長は、所属する部長の命を受けて班の事務を掌理する。
- 4 班に班員を置き、班員には、班長の所属する課等に勤務する職員をもってこれに充てる。
- 5 班員は、班の事務を処理する。

(本部会議)

第 4 条 本部会議は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)、災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)、本部員及び本部長が指名する職員をもって構成する。

- 2 本部長は、法第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づき市長をもって充てる。
- 3 市長に事故があるとき、又は欠けたときは、副市長が本部長の職を代行する。
- 4 前項の場合において、副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、総務部長が本部長の職を代行する。

- 5 前項の場合において、総務部長に事故があるとき、又は欠けたときは、市長があらかじめ指名した職員が本部長の職を代行する。
- 6 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 7 本部長は、各部の部長(門前総合支所長を含む。以下同じ。)、各班の班長及び本部長が指名する防災会議委員(輪島市防災会議条例(平成18年輪島市条例第219号)第3条に規定する委員をいう。)をもって構成する。
- 8 本部会議は、本部長が招集し、当該会議の議長となる。
- 9 本部会議の協議事項は、次のとおりとする。
  - (1) 動員配備態勢に関する事。
  - (2) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動方針(今後の優先すべき活動方針)の策定に関する事。
  - (3) 避難勧告・指示・警戒区域の設定に関する事。
  - (4) 自衛隊の災害派遣要請及び指定公共機関等の応援要請に関する事。
  - (5) 他市町村に対する応援要請に関する事。
  - (6) その他災害対策に関する事。
- 10 本部会議の決定事項は、各部の部長と緊密な連携の下に、その実施を図るものとする。
- 11 本部会議の庶務は、総務部総務班において処理する。
- 12 本部長、副本部長その他本部長は、災害対策活動に従事するときは法令等において特別の定めがある場合を除くほか、腕章(様式第1号)を付けるものとする。

(本部連絡員)

第5条 各班に本部連絡員を置く。

- 2 本部連絡員は、各班長が指名する職員をもってこれに充てる。
- 3 本部連絡員は、本部室において各班所管の被害状況、応急対策の実施状況その他災害対策活動に必要な情報を収集・集約するとともに、本部長の指令その他の連絡事項を所属する班に伝達することを任務とする。

(配備態勢)

第6条 本部長は、災害の状況に応じて次の本部設置前及び本部設置の区分により、配備態勢を決定し、各部長に指示するものとする。

(1) 本部設置前

ア 注意配備態勢

気象業務法に基づく注意報が石川県輪島市に発表される等被害が予想される場合、情報収集及び連絡活動を円滑に行える態勢

イ 警戒配備態勢

気象業務法に基づく警報が石川県輪島市に発表される等災害が予想される場合又は現に被害が発生しつつあり、かつ、相当な被害の発生が予想される場合、各部の所要の人員が配置につき、他の必要な人員を待機させ、状況により本部設置態勢に移行しうる態勢

(2) 本部設置態勢

市の区域内において相当規模の災害が発生し、又は発生が予想される場合、各部全員が配置につき、速やかに活動しうる態勢

- 2 前項の配備態勢の基準及び配備態勢の内容については、別表第2のとおりとする。
- 3 道路等の被害状況から指定の部署に参集できない職員は、次に掲げる地域活動拠点施設に参集し指示を受けるものとする。
  - (1) 町野地区：町野支所
  - (2) 南志見地区：南志見出張所
  - (3) 三井地区：三井出張所
  - (4) 西保地区：西保出張所
  - (5) 門前地区：門前総合支所

(配備の開始及び解除)

第10条 各部における配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(配備編成計画)

第11条 各担当部長は、所管の班の配備編成計画(様式第2号)を毎年4月1日現在で作成し、同月15日までに本部長に提出しなければならない。

- 2 各担当部長は、配備編成計画を変更したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日規則第31号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第17号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第16号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第10号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規則第26号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

災害対策本部事務分掌表

本部長 市長

副本部長 副市長

部 (部長)	班 (班長)		班員	分掌事務
総務部 (総務部長)	秘書班 (総務部総務課長、議会事務局長)		総務部総務課 秘書室職員、 議会事務局職員	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察者及び見舞者の応接に関すること。 3 議会議員関係に関すること。 4 渉外に関すること。
	総務班 (総務部総務課長、 同防災対策課長、選挙管理委員会事務局書記長)	本部室 設置チーム (班)	総務部防災対策課職員、選挙管理委員会事務局職員、本部連絡員	1 本部室設置に関すること。 (1) 石川県防災端末等電子機器の移設設置 (2) 電話等通信機器の移設設置 (3) 非常用電源の運用 2 本部班事務の応援に関すること。
		被害調査チーム	1 被害状況の現地での確認に関すること。 2 確認結果の報告に関すること。	
		情報収集チーム	1 被害情報の収集及び受理に関すること。 (1) 参集職員情報 (2) 市民等外部からの情報 (3) 防災関係機関からの情報 (4) 各部に係る情報 (5) 被害調査チーム情報	
	情報整理チーム	1 被害情報収集チームからの情報の集約に関すること。 2 各種情報の共有化作業に関すること。 (1) 文字情報を地図情報に変換 (2) 各種情報処理機器の活用 3 災害記録に関すること。		

		総合調整チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 本部会議に関する事。</li> <li>2 防災会議に関する事。</li> <li>3 指揮指令及び伝達に関する事。</li> <li>4 職員の非常招集に関する事。</li> <li>5 職員の動員配備に関する事。</li> <li>6 石川県に対する被害状況報告に関する事。</li> <li>7 各部間の総合調整及び連絡に関する事。</li> <li>8 避難指示等に関する事。</li> <li>9 各機関への出動要請に関する事。</li> <li>10 交通の規制に関する事。</li> </ul>
		広報チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 防災行政無線に関する事。</li> <li>2 災害広報に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民に対する広報</li> <li>(2) 報道機関に関する発表</li> </ul> </li> <li>3 部内事務の応援に関する事。</li> </ul>
		庶務チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議委員への本部員要請に関する事。</li> <li>2 自衛隊への派遣要請及び連絡調整に関する事。</li> <li>3 協定締結先への応援要請及び連絡調整に関する事。</li> <li>4 災害救助法適用申請に関する事。</li> <li>5 石川県への防災端末による報告に関する事。</li> <li>6 応援部隊の連絡調整に関する事。</li> </ul>
	監理班(総務部監理課長)	総務部監理課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2 応急仮設住宅(建設用地)の確保に関する事。</li> <li>3 輸送用車両の調達及び配車計画に関する事。</li> <li>4 物資の調達・輸送に関する事。</li> <li>5 庁用車の集中管理に関する事。</li> </ul>

			<p>6 避難所及び遺体収容所の設置に関すること。</p> <p>7 部内事務の応援に関すること。</p>
	会計班(会計課長、監査委員事務局長)	会計課職員、監査委員事務局職員	1 義援金の受付及び出納に関すること。
企画振興部 (企画振興部長)	企画班(企画振興部企画課長)	企画振興部企画課職員	<p>1 復興総合計画に関すること。</p> <p>2 交通の確保に関すること。</p>
	財政班(企画振興部財政課長)	企画振興部財政課職員	1 緊急予算に関すること。
	放送班(企画振興部放送課長)	企画振興部放送課職員	1 ケーブルテレビ放送施設及び屋外拡声器の被害調査並びに応急対策に関すること。
市民生活部 (市民生活部長)	市民班(市民生活部市民課長)	市民生活部市民課職員	<p>1 被災者の調査に関すること。</p> <p>2 災害ボランティアの受入れ支援に関すること。</p> <p>3 援護物資の受給配分に関すること。</p> <p>4 臨時相談窓口業務に関すること。</p> <p>5 部内事務の応援に関すること。</p>
	環境対策班(市民生活部環境対策課長)	市民生活部環境対策課職員	<p>1 衛生関係施設の被害調査に関すること。</p> <p>2 し尿及び廃棄物の収集処理に関すること。</p> <p>3 遺体の埋火葬に関すること。</p> <p>4 仮設トイレの調達設置に関すること。</p>
	税務班(市民生活部税務課長)	市民生活部税務課職員	<p>1 家屋等の被害状況の調査(建物被害認定調査)に関すること。</p> <p>2 人的被害状況の調査に関すること。</p> <p>3 被害に伴う税の減免措置に関すること。</p> <p>4 り災証明に関すること。</p>

健康福祉部 (健康福祉 部長)	災害時要援護者支援班(健康福祉 部福祉課長)	健康福祉部福 祉課・同健康 推進課職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時要援護者関連施設の被害調査に関すること。</li> <li>2 災害時要援護者の避難誘導に関すること。</li> <li>3 日赤との連絡に関すること。</li> <li>4 遺体の収容・検案処理に関すること。</li> <li>5 部内事務の応援に関すること。</li> </ol>
	保健衛生班(健康福祉部健康推進 課長)	健康福祉部健 康推進課職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地の防疫及び保健衛生に関すること。</li> <li>2 被災者の精神保健に関すること。</li> <li>3 被災者及び職員の健康管理に関すること。</li> </ol>
市立輪島病 院	医療班(市立輪島病院事務部長(事 務部長を置かない場合にあつて は、事務長))	市立輪島病院 職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の医療救護に関すること。</li> <li>2 関係医療機関の被災状況調査に関すること。</li> <li>3 医療救護応援要請に関すること。</li> <li>4 医療救護班の編成及び医師会との連絡調整に関すること。</li> <li>5 緊急用医薬品及び衛生資材のあっせんに関すること。</li> <li>6 患者の移送に関すること。</li> </ol>
産業部 (産業部長)	農林水産班(産業部農林水産課 長、農業委員会事務局長)	産業部農林水 産課・農業委 員会事務局職 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業、林業及び水産業関係施設の被害調査並びに応急復旧に関すること。</li> <li>2 農林水産被害拡大防止に関すること。</li> <li>3 畜産感染症予防対策に関すること。</li> <li>4 復旧用材のあっせんに関すること。</li> <li>5 部内事務の応援に関すること。</li> </ol>
	商工班(産業部漆器商工課長)	産業部漆器商 工課職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>2 商工業者に対する被害復旧援助に関すること。</li> </ol>

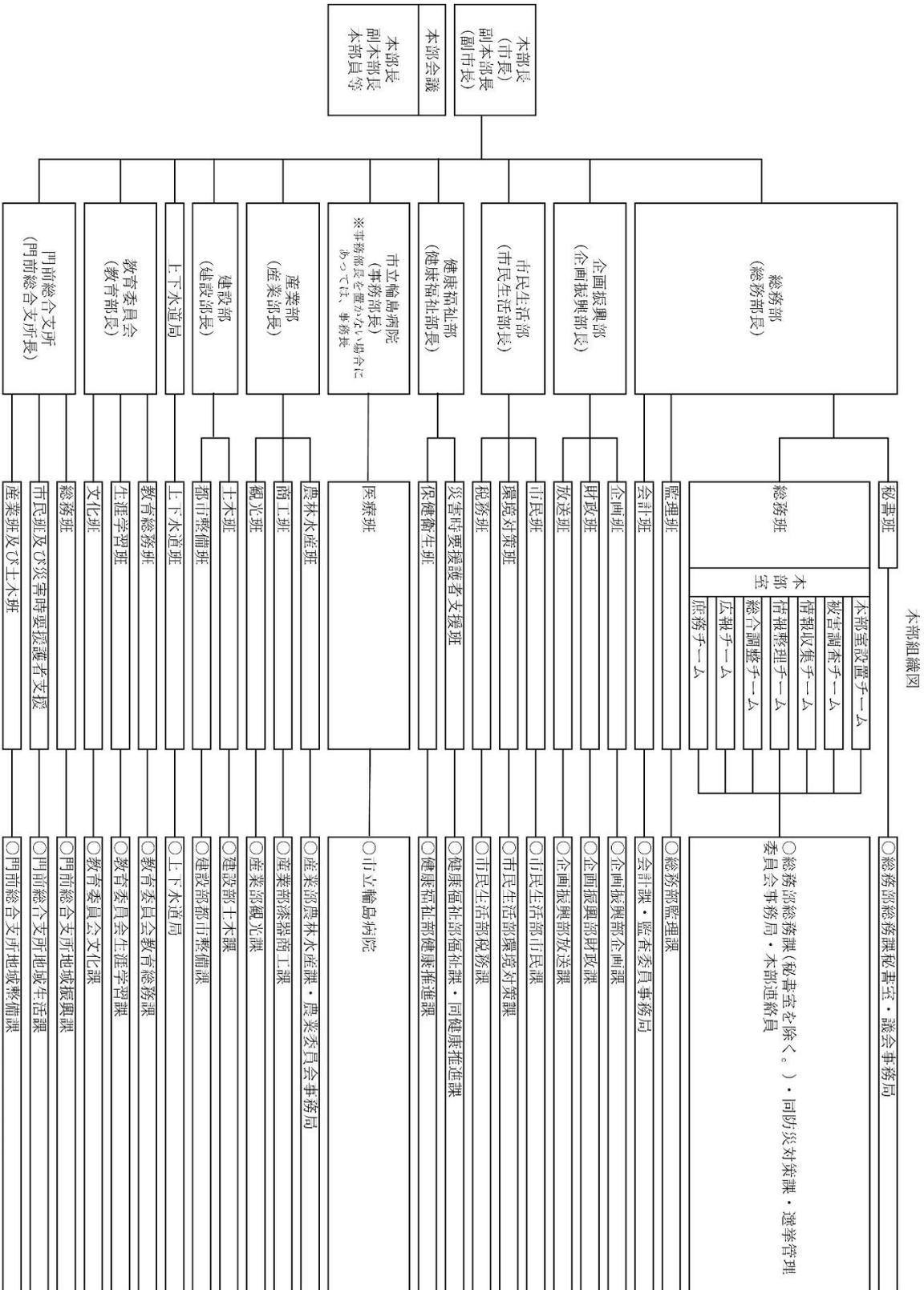
			3 被災失業者の職業のあっせんに関する事 すること。
	観光班(産業部観光課長)	産業部観光課 職員	1 観光施設の被害調査及び応急復旧 に関する事。 2 観光客の応急救済に関する事。
建設部(建設部長)	土木班(建設部土木課長)	建設部土木課 職員	1 道路、橋梁、堤防等の公共土木施設 の被害状況調査及び応急復旧その他 緊急措置に関する事。 2 交通不能箇所の調査及び仮設道路 等応急交通確保対策に関する事。 3 建設資機材の保有状況の把握及び 配置計画に関する事。 4 障害物の除去に関する事。 5 水防に関する事。 6 部内事務の応援に関する事。
	都市整備班(建設部都市整備課長)	建設部都市整備 課職員	1 応急仮設住宅の設置計画に関する 事。 2 公営住宅及び市有建物の被害調査 並びに応急対策に関する事。 3 被災者住宅再建支援に関する事 こと。
上下水道局	上下水道班(上下水道局長)	上下水道局職 員	1 上下水道施設の被害調査に関する 事。 2 上下水道施設の応急修理に関する 事。 3 都市下水路の被害調査に関する事 こと。 4 飲料水の確保及び供給に関する事 こと。 5 上水道及び簡易水道の衛生維持に 関する事。
教育委員会 (教育委員会教育部 長)	庶務班(教育委員会教育総務課長)	教育委員会教 育総務課職員	1 教育委員会施設の被害状況調査及 び応急復旧に関する事。 2 被災児童・生徒の援護に関する事 こと。 3 被災児童・生徒の教育に関する事 こと。

			<ul style="list-style-type: none"> <li>4 被災学校の児童生徒の応急教育に関すること。</li> <li>5 学校給食保全措置に関すること。</li> <li>6 学用品及び教科書の配達配分に関すること。</li> </ul>
	生涯学習班(教育委員会生涯学習課長)	教育委員会生涯学習課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設及び運営に関すること。</li> <li>2 避難者の誘導収容に関すること。</li> <li>3 避難収容者への指示伝達に関すること。</li> <li>4 社会教育施設の保全に関すること。</li> </ul>
	文化班(教育委員会文化課長)	教育委員会文化課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の保全に関すること。</li> </ul>
門前総合支所(門前総合支所長)	総務班(門前総合支所地域振興課長)	門前総合支所地域振興課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被害情報の収集、受理及び本部室への報告に関すること。</li> <li>2 被害状況の現地での確認に関すること。</li> <li>3 避難者の収容に関すること。</li> <li>4 総合支所部内各班の調整、統括に関すること。</li> </ul>
	市民班及び災害時要援護者支援班(門前総合支所地域生活課長)	門前総合支所地域生活課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の調査に関すること。</li> <li>2 倒壊建物判別(外観調査)に関すること。</li> <li>3 被災証明に関すること。</li> <li>4 災害ボランティアの受入れ支援に関すること。</li> <li>5 援護物資の受給配分に関すること。</li> <li>6 災害時要援護者関連施設の被害調査に関すること。</li> <li>7 災害時要援護者の避難誘導に関すること。</li> <li>8 遺体の収容・検案処理に関すること。</li> <li>9 被災地の防疫及び保健衛生に関すること。</li> </ul>

		<p>10 被災者の精神保健に関する こと。</p> <p>11 被災者及び職員の健康管理に 関すること。</p>
産業班及び土木班(門前総合支所 地域整備課長)	門前総合支所 地域整備課職 員	<p>1 農業、林業、水産業関係施設、商 工業及び観光施設の被害調査に関 すること。</p> <p>2 同上応急復旧に関する こと。</p> <p>3 農林水産被害拡大防止に関する こと。</p> <p>4 畜産感染症予防対策に関する こと。</p> <p>5 復旧用材のあっせんに関する こと。</p> <p>6 部内事務の応援に関する こと。</p> <p>7 道路、橋梁、堤防等の公共土木施 設の被害状況調査及び応急復旧そ の他緊急措置に関する こと。</p> <p>8 交通不能箇所の調査及び仮設道路 等応急交通確保対策に関する こと。</p> <p>9 建設資機材の保有状況の把握及び 配置計画に関する こと。</p> <p>10 障害物の除去に関する こと。</p> <p>11 水防に関する こと。</p> <p>12 部内事務の応援に関する こと。</p>

別表第1-1(第3条関係)

別表第1—1(第3条関係)  
本部組織図



別表第2(第6条・第8条関係)

## 配備態勢基準及びその内容

配備態勢		基準	動員対象職員
本部設置前	注意態勢 ・情報収集、連絡活動を円滑に行える態勢 (配備基準：注意配備) 責任者：総務部長 副責任者：総務部防災対策課長	・金沢地方気象台が石川県輪島市に次の注意報・注意情報を発表したとき。 1 大雨注意報 2 洪水注意報 3 竜巻注意情報 ・市の区域内で震度3の地震を観測したとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。	・総務部防災対策課職員 (自宅待機) (付紙「配備計画」による。)
	警戒態勢 ・本部の設置に備える態勢 (配備基準：警戒配備) 責任者：総務部長 副責任者：総務部防災対策課長	警戒態勢 I ・金沢地方気象台が石川県輪島市に次の警報を1以上発表したとき。 1 大雨警報 2 暴風警報 3 大雪警報 4 高潮警報 5 洪水警報 6 暴風雪警報 ・気象庁が石川県能登予報区に津波注意報を発表したとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。	・総務部防災対策課職員 ・門前総合支所地域振興課職員 (責任者が被害の状況(予測を含む。)等から判断して、災害応急対策に必要な範囲の動員対象職員を指定したときは、当該対象職員) (付紙「配備計画」による)
		警戒態勢 II ・市の区域内で震度4又は5弱の地震を観測したとき。 ・気象庁が石川県能登予報区に津波警報を発表したとき。 ・金沢地方気象台と石川県が石川県輪島市に土砂災害警戒情報を発表したとき。 ・奥能登土木総合事務所長が水防警報を発表したとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。	・総務部防災対策課職員 ・門前総合支所地域振興課職員 ・各課職員 (付紙「配備計画」による。)
本部設置後	本部設置態勢 (配備基準：非常配備) 本部長：市長 副本部長：副市長	・気象庁が石川県能登予報区に大津波警報を発表し、市の区域内に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 ・金沢地方気象台が石川県輪島市に特別警報を発表し、市の区域内に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 ・市の区域内に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 ・市の区域内に災害救助法の規定を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 ・市の区域内に震度5強以上の地震を観測したとき。	・全職員 (本部長が災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、当該対象職員) ※地域活動拠点設置 ・町野地区 ：町野支所 ・南志見地区 ：南志見出張所 ・三井地区 ：三井出張所 ・西保地区 ：西保出張所 ・門前地区 ：門前総合支所

配備計画

付紙

所管部	班名	部署	動員数(人)			
			注意配備	警戒配備Ⅰ	警戒配備Ⅱ	非常配備
総務部	秘書班	総務部総務課秘書室		(1)	1	全職員
		議会事務局				
	総務班	総務部防災対策課	(1)	1(2)	3	
		選挙管理委員会事務局				
	監理班	総務部監理課		(1)	1	
会計班	会計課					
	監査委員事務局					
総務部計			(1)	1(4)	5	
企画振興部	企画班	企画振興部企画課				
	財政班	企画振興部財政課				
	放送班	企画振興部放送課			(1)	
企画振興部計					(1)	
市民生活部	市民班	市民生活部市民課				
	環境対策班	市民生活部環境対策課				
	税務班	市民生活部税務課				
市民生活部計						
健康福祉部	災害時要援護者支援班	健康福祉部福祉課				
		健康福祉部健康推進課				
	保健衛生班	健康福祉部健康推進課		(1)	1	
健康福祉部計				(1)	1	
市立輪島病院	医療班	市立輪島病院				
市立輪島病院計						
産業部	農林水産班	産業部農林水産課		(2)	2(2)	
		農業委員会事務局				
	商工班	産業部漆器商工課				
	観光班	産業部観光課				
産業部計				(2)	2(2)	
建設部	土木班	建設部土木課		(2)	2(2)	
	都市整備班	建設部都市整備課				
建設部計				(2)	2(2)	
上下水道局	上下水道班	上下水道局		(1)	1(2)	
上下水道局計				(1)	1(2)	
教育委員会	教育総務班	教育委員会教育総務課		(1)	1	
	生涯学習班	教育委員会生涯学習課		(1)	1	
	文化班	教育委員会文化課		(1)	1	
教育委員会計				(3)	3	
門前総合支所	総務班	門前総合支所地域振興課		1	2(2)	
	市民班及び災害時要援護者支援班	門前総合支所地域生活課		(1)	1	
	産業班及び土木班	門前総合支所地域整備課		(2)	2	
門前総合支所計				1(3)	5(2)	
総計			(1)	2(16)	19(9)	
当直囑託員(警備委託)			1			

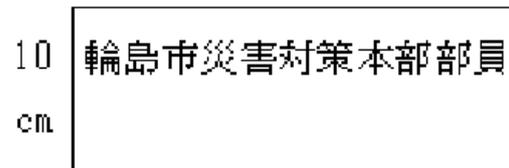
備考 ( )内数は、自宅待機職員数とし、配備動員数とは別に呼出しに応じて登庁する者の数とする。

様式第1号（第4条関係）

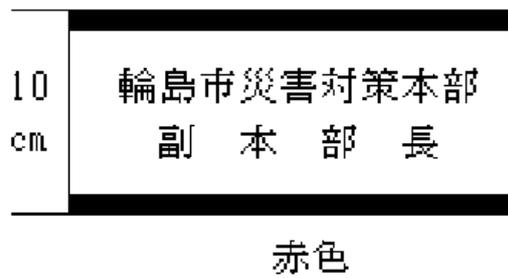
本部長



部長・班長・班員用



副本部長



本部の自動車及び現地本部用

